

JIS

ゴムーイオンクロマトグラフィーによる 全硫黄の求め方（定量）

JIS K 6233 : 2016

(JRMA/JSA)

平成 28 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 龍 彦	東京理科大学名誉教授
(委員)	今 井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	小 川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	倉 品 秀 夫	公益社団法人自動車技術会
	小 森 亨 一	一般社団法人日本分析機器工業会
	斉 藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田 和 健 次	石油連盟
	中 川 梓	公益財団法人日本適合性認定協会
	中 島 眞 理	株式会社ブリヂストン
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	保 倉 明 子	東京電機大学
	松 永 直 樹	拓殖大学
	森 川 淳 子	東京工業大学
	山 崎 初 美	主婦連合会
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 28.12.20

官 報 公 示：平成 28.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本ゴム工業会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3408-7101)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 田中 龍彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 原理	2
4 水及び試薬	2
5 装置	2
6 手順	3
7 計算	3
8 試験精度	4
9 試験報告書	4
附属書 A (規定) 管状炉燃焼法による試料溶液の調製	5
附属書 B (規定) 酸素燃焼フラスコ法による試料溶液の調製	7
附属書 C (参考) イオンクロマトグラフィーの測定条件例	10
附属書 D (参考) 試験精度	11
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	13
解 説	16

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本ゴム工業会（JRMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。これによって、**JIS K 6233-1:1998** 及び **JIS K 6233-3:1998** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ゴム—イオンクロマトグラフィーによる 全硫黄の求め方（定量）

Rubber—Determination of total sulfur content by ion chromatography

序文

この規格は、2015年に第1版として発行された **ISO 19242** を基とし、技術的内容及び構成を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、原料ゴム、未加硫配合ゴム及び加硫配合ゴム（以下、ゴムという。）を、管状炉燃焼法又は酸素燃焼フラスコ法によって燃焼させて、イオンクロマトグラフを用いて全硫黄量を求める方法について規定する。

酸素燃焼フラスコ法は、硫酸バリウムなどの不溶性硫酸塩を形成する金属が含まれるゴムには適用できない。

注記 1 酸素燃焼フラスコ法では、全硫黄量が質量分率 0.1 %未満の試料については十分な精度で定量できない可能性がある。微量の硫黄を測定する場合は、管状炉燃焼法が適している。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 19242:2015, Rubber—Determination of total sulfur content by ion chromatography (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

警告 この規格の利用者は、通常の実験室での作業に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関連して起こる全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において、安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 6298 原料ゴム—天然ゴム・合成ゴム—サンプリング及びその後の準備手順

注記 対応国際規格：**ISO 1795**, Rubber, raw natural and raw synthetic—Sampling and further preparative procedures (IDT)

JIS K 8230 過酸化水素（試薬）

JIS P 3801 ろ紙（化学分析用）